

適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画
一般社団法人電気通信事業者協会

電気通信事業者協会（以下、本協会）は、以下に掲げる三つの原則を、調達活動の基本方針として遵守することをここに宣言する。本協会会員（この自主行動計画を適用する会員に限る。以下同じ。）は、この原則を様々な手段を通じて対外的にも明らかにし、サプライチェーン全体の共存共栄を図るものである。

1. 開かれた公正・公平な取引

取引先の選定にあたっては、企業規模等にとらわれず、広く機会を与えて、公正かつ透明な対応に努める。

2. サプライチェーン全体の共存共栄

取引先の健全な経営及び技術力・生産性の一層の向上が、電気通信の品質やコスト等に直結することを認識し、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、取引先との共存共栄の構築を目指す。

3. 双方向コミュニケーションの確保

取引先との間で、課題や目標を共有するために必要な情報を可能な限り開示し合うとともに、あらかじめ相互協議を行い、相互に納得した上で作業を進めることを心がける。

I. 重点課題に対する取組

1. 合理的な価格決定

電気通信役務の円滑な提供とコスト低減の両立に向けて、引き続き取引先と本協会会員の双方で不断の原価低減努力を重ねることが必要不可欠であり、その上で取引先との価格決定に当たっては、受託中小企業振興法に基づく振興基準（以下、「振興基準」という。）を踏まえ、取引数量、納期、品質、環境対応等の条件や材料費、労務費の変動等を考慮し、取引先と十分に協議を行うべく、以下を遵守する。

■実施事項

- 1) 取引対価の協議を行う際は、振興基準に記載された望ましくない4事例（第4-2-(1)）を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないようにする。また、取引先との協議・交渉においては威圧的な言動・態度とならないよう注意を払うとともに、競合取引先の公平性確保に努める。
- 2) 原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。）を行う際は、振興基準に記載された望ましくない3事例（第4-1-(7)）を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請を行わないようにし、根拠を明確にした上で、取引先と十分協議を行う。
- 3) 材料・エネルギー価格、労務費、環境対応コストなどの状況を加味し、取引先と取引対価について十分な協議を行い、経済情勢の大きな変化が生じた際には、取引価格の見直しも検討し、真摯に協議を行う。

2. 取引先への代金支払の適正化

代金支払については、取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、振興基準や関連通達の改正を踏まえ取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りの配慮に努める。

■実施事項

- 1) 約束手形（電子記録債権を除く）の2026年度末の利用の廃止等を含む支払い条件の見直しに努める。
- 2) 発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。
- 3) 中小受託取引適正化法の適用対象となる取引を行う場合には、手形払又は支払期日までに代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものによる支払を行わないことを徹底する。
- 4) 年次のフォローアップ調査等で上記の取り組み状況を確認し、遅滞なく推進する。

3. 知的財産・ノウハウの保護

取引先の知的財産・ノウハウの保護に向け、以下の通り十分配慮する。

■実施事項

- 1) 知的財産・ノウハウの取扱いに関して振興基準を踏まえ取引先と十分に協議し、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな型（中小企業庁）」等も適宜用いて、秘密保持契約等にて書面化・明確化するよう努める。また、二次利用等の許諾やその対価支払について、取り決め内容に従って着実に履行する。
- 2) 取引先の知的財産・ノウハウが流出・漏洩することの無いよう厳正に管理する。また、取引先が保有する図面やデータを利用する場合は対価を支払う。

4. 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

本協会会員の働き方改革により取引先へ影響を及ぼさないよう、以下の通り十分配慮する。

■実施事項

自社の働き方改革が及ぼす取引先への影響（長時間労働等）に配慮しつつ、取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行なわず、やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、取引先に発生する増加コストを負担する。

II. 国の定める指針・ガイドライン等の遵守

本協会会員は、国の定める指針・ガイドライン等を遵守する。

(1) 知的財産取引に関するガイドライン

「知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁）」で掲げられている事項について、発注事業者として十分留意して対応する。

(2) トラック運送業における適正取引推進ガイドライン

「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン（国土交通省）」で取り上げられている事項について、本協会会員は、荷主として、受注事業者であるトラック運送事業者と十分協議して対応するとともに、適正な運賃水準に配慮する。

また、「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、農林水産省）」を遵守する。

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会）」に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、当該指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切

に転嫁できるよう協議する。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。

(4) パートナーシップ構築宣言

委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行うことを目指す。

Ⅲ. 取引先支援活動の推進

通信の円滑な提供は、サプライチェーンの技術力、品質、価格競争力等に支えられており、取引先との適正な取引条件の下で信頼関係を築き、共存共栄関係を長期的に維持していくこと重要である。このような認識のもと、サプライチェーン全体での生産性の向上や、製品・サービスの改善に努める取引先の事業活動を積極的にサポートする。

Ⅳ. 教育・人財育成の推進

本協会会員は取引適正化の継続・強化のため、関係法令等の周知・徹底に向けて以下の活動に取り組む。

■実施事項

- 1) 関係法令や自社のパートナーシップ構築宣言等を踏まえて自主点検を行い、その結果を基に社内ルール等の見直しを行う。
- 2) 社内教育を通じて人財育成を図るとともに、社内広報等により調達関係者の意識向上と取組みの徹底を図る。

Ⅴ. 定期的なフォローアップ、PDCA の実行、商慣習の見直し

適正取引の推進には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を、本協会活動及び本協会会員の調達に定着させることが重要である。そのため、本協会は自主行動計画の実施状況を定期的にフォローアップし、PDCA サイクルを回し、商慣習の見直しを行うことにより本協会会員の調達を改善していく。

■実施事項

- 1) 自主行動計画に掲げた事項が確実に実行され浸透するよう、定期的なフォローアップを実施する。
- 2) 本協会会員へのフォローアップ調査結果に基づき、PDCA サイクルを回して、本協会会員の調達の改善活動を実施する。特に進捗が十分でなかった項目については、早期に改善を求める。
- 3) フォローアップを実施し、PDCA サイクルを回す中で、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を不当に提供させるなど中小受託取引適正化法上、違反行為に該当し得る受注者の利益を損ねる行為・価格転嫁を阻害する商慣習についても見直しを行う。

制定 令和6年5月29日

改正 令和8年1月1日